

三田市まちづくり基本条例の概要について

1 三田市まちづくり基本条例とは

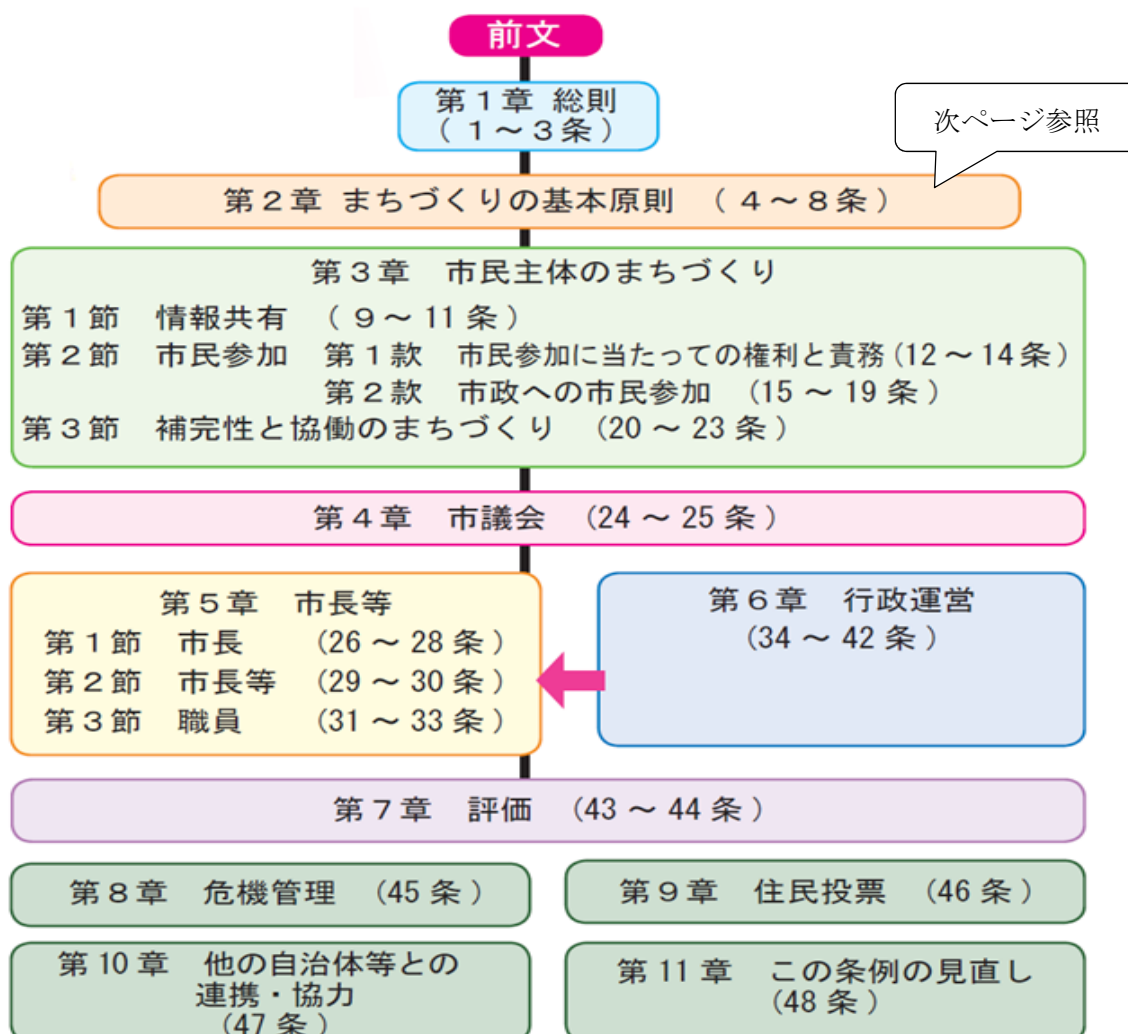
(1) 制定趣旨

- ア 市民・議会・行政がどのように協力しあいまちづくりを進めていくか、基本的な考え方やルールを定めるもの
- イ 三田でいつまでも安心して暮らし、ふるさとを次の世代に引き継いでいくため、まちづくりを進めるに当たっての基本的な考え方やルールを定めるもの
- ウ 「市民の皆さんの権利と責任や義務」、「市議会や市長等の責任と義務」などを定め、市民主体のまちづくりを実現することを目的として制定したもの

(2) 制定経過

市民・議会・行政が個別に条例骨子案をつくり、それぞれの代表が案を持ち寄ってまちづくり基本条例策定委員会を組織し条例案を議論した（平成 21 年 7 月～24 年 3 月）。

2 三田市まちづくり基本条例の構成



3 まちづくりの基本原則【第2章】

(1) 情報共有の原則【第5条】

市民、市議会及び市長等は、それぞれが有するまちづくりに関する情報を共有しながらまちづくりを進めます。

(2) 市民参加の原則【第6条】

まちづくりは、まちづくりの主体者である市民の参加によって行います。

(3) 補完性と協働の原則【第7条】

ア まちづくりにおける課題は、次の手段によりその解決を図ります。

(ア) まちづくりの主体者である市民は、課題の解決に向けて自ら行動します。

(イ) 市民個人で解決することができない課題は、自治組織やボランティア組織等が取り組みます。

(ウ) 市民だけで解決することができない課題は、市が、市民と共に取り組みます。

イ 市民、市議会及び市長等は、お互いの信頼に基づいて、それぞれの立場と分野を活かし、対等の立場で活動、連携、協力しながらまちづくりを進めます。

(4) 評価の原則【第8条】

市民、市議会及び市長等は、まちづくりの評価を行い、その結果をまちづくりに活かします。

4 三田市まちづくり基本条例の制定に伴い、市が取り組んだこと（平成24～27年度）

取組内容
①三田市避難行動要支援者名簿に関する条例の制定（平成27年1月制定）【第9条】
②三田市市政への市民参加条例の制定（平成26年9月制定）【第19条】
③三田市協働のまちづくり基本指針の制定（平成27年7月制定）【第23条】
④監査制度の充実についての検討（平成27年2月答申）【第39条】
⑤三田市オンブズパーソン条例の制定（平成25年12月制定）【第42条】
⑥三田市行政評価条例の制定（平成27年6月制定）【第44条】
⑦三田市危機管理条例の制定（平成27年6月制定）【第45条】
⑧住民投票制度の検討（平成26年4月答申、個別設置型での対応決定）【第46条】

※附属機関を設置し検討しました。

5 三田市まちづくり基本条例の検証

(1) 検証義務【第48条第1項】

三田市まちづくり基本条例は、本年7月1日の施行後10年の経過に伴い、条例48条第1項の規定により過去5年間における条例の施行状況について検証義務が生じます。

(2) 三田市まちづくり基本条例検証委員会の設置【第48条第2項】

検証に当たっては、同条第2項の規定に基づき設置した附属機関である三田市まちづくり基本条例検証委員会（以下「検証委員会」という。）の意見を聴く必要があります。

【三田市まちづくり基本条例（抜粋）】

（この条例の見直し）

第48条 市長は、この条例の施行状況を5年ごとに検証しなければなりません。

2 市長は、検証に当たって、市民の意見が反映される仕組みを構築しなければなりません。

3 市議会及び市長等は、必要に応じてこの条例の改正並びに他の条例及び規則等の制定、改正又は廃止等の必要な措置を講じなければなりません。

【三田市附属機関の設置に関する条例（抜粋）】

（設置）

第2条 本市（以下「市」という。）に次の表に掲げる附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期
市長	三田市まちづくり基本条例検証委員会	三田市まちづくり基本条例の施行状況について意見を述べること。	8人以内	諮問に係る審議が終了するまで

(3) 検証にあたっての基本的な考え方

ア 検証対象条例 ※前回検証（5年前）と同じ。

検証は、「三田市まちづくり基本条例」を対象とし、同条例による委任条例等（下表参照）までは対象としません。これは、条例改正に関し、附属機関による条例の見直し条項や制度改正に係る建議権限を規定しているもの（例：三田市情報公開条例、三田市市政への市民参加条例 など）があることから、考え方を拘束しないように配慮するものです。

《委任条例等》

第10条	三田市情報公開条例
第11条	三田市個人情報保護条例
第19条	三田市市政への市民参加条例
第23条	三田市協働のまちづくり基本指針
第24-25条	三田市議会基本条例
第32条	三田市職員倫理条例
第33条	三田市公益目的通報者保護条例
第40条	三田市行政手続条例
第42条	三田市オンブズパーソン条例
第44条	三田市行政評価条例
第45条	三田市危機管理基本条例

イ 検証対象条文 ※前回検証（5年前）と同じ。

検証は、各条文に基づく事業や制度等の施行状況について実施します。ただし、総則的なもの、理念的なもの（基本原則）、個人（市長・議員・職員）の資質に負うものは、施行状況ではないので検証の対象から除外します。

ウ 検証方法

上記イによる検証対象条文に対し、各条文に基づく事業や制度等の主な取組内容について市が審議資料としてとりまとめた【資料3】「三田市まちづくり基本条例検証シート」を用い、今後の取り組みの方向性（継続推進、見直し推進）や条例改正の必要性について審議をお願いします。

(4) 具体的な検証の進め方

ア 委員の共通理解

前回検証（5年前）の答申に付された意見に基づき、第1回の審議では、条例の概要のほか、検証の対象や方法、各事業や制度等の取組内容など、今後の審議を進めるに当たっての説明に重点を置き、委員の共通理解を図ります。

【三田市まちづくり基本条例の施行状況の検証について（答申）（H29. 10. 19 付）】（抜粋）

(3) その他、今後の検証のあり方に関する意見

- ① 検証は、多様な市民等の参加を前提に、限られた時間の中で本質的な議論を行う必要があるため、参加者の対象理解を可能な限り深めておくことが望ましい。したがって、委員会等の運営に際しては、当初に委員が必要な知識を習得する段階を得られるよう、検証の手順を配慮すべきである。

イ 各条文に基づく事業や制度等の主な取組内容の確認 ※下記イメージ図参照

(7) 【資料3】「三田市まちづくり基本条例検証シート」について、第2回審議に先立ち、質問や疑問の事前受付及び事前回答を実施し、委員の共通理解を深めます。

- ・ 8月 9日（火） 質問や疑問を事務局に提出
- ・ 8月16日（火） 質問や疑問に対する回答を委員に送付（予定）

(イ) 意見の有無や内容（肯定・否定、要望・提言、課題・是正の指摘など）に応じて、各条文の施行状況について確認していただきます。

ウ 答申の方向性 ※下記イメージ図参照

上記イによる審議の結果として、「結論」と「付帯意見」に分けて意見を取りまとめていただきます。

《参考》

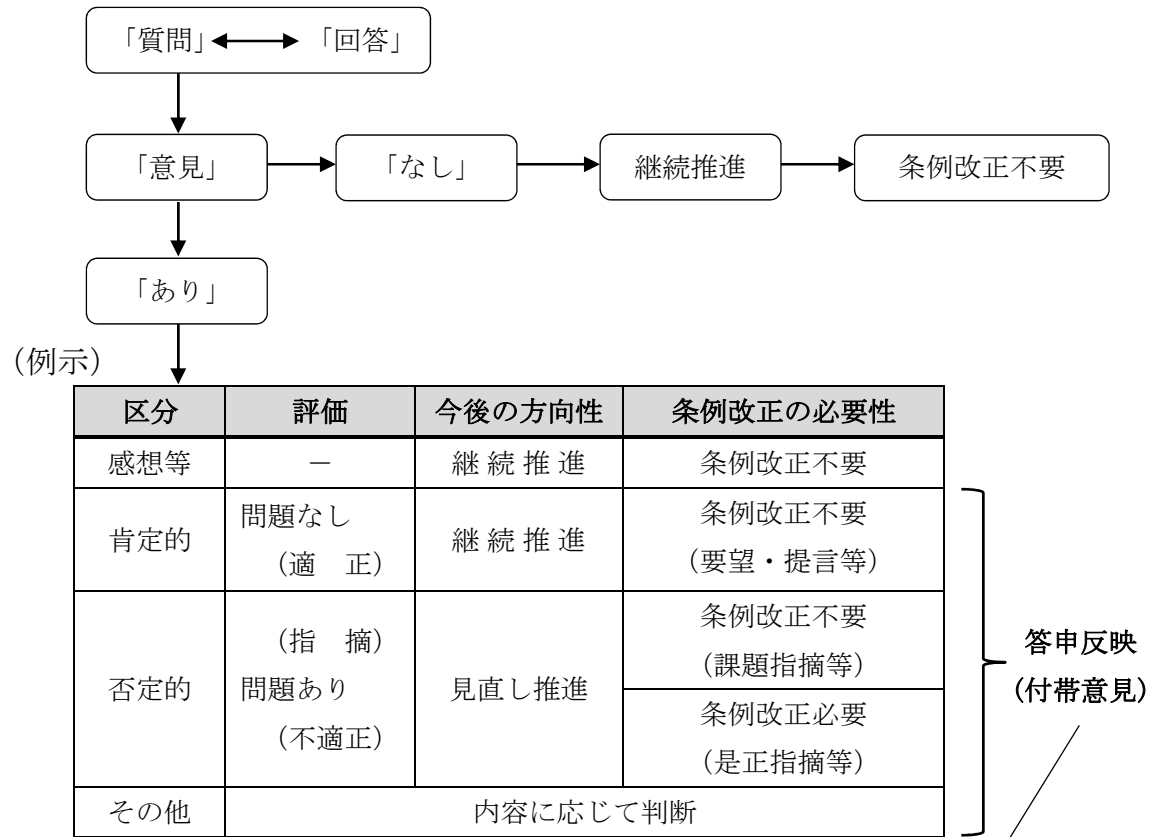
【三田市まちづくり基本条例の施行状況の検証について（答申）（H29. 10. 19 付）】（抜粋）

三田市まちづくり基本条例の施行状況を検証した結果、同条例は概ね適正に運用されており、今回の検証をもって速やかに同条例を改正する必要性はないと判断する。

なお、別添の市がとりまとめた三田市まちづくり基本条例検証報告書（以下「検証報告書」という。）を含め、以下のとおり意見を付す。（以下省略）

【イメージ図】

●各条文に基づく事業や制度等の主な取組内容の確認



●答申

<結論>

施行状況	条例改正の必要性
適正 (指摘を含む。)	条例改正不要
不適正 (一部を含む。)	条例改正必要

<付帯意見>

有無	形態
なし	—
あり	全会一致
あり	個別意見
あり	全会一致+個別意見

(5) 検証スケジュール

- 7月29日(金) 第1回委員会 (諮問、条例概要及び施行状況の説明、検証方法の確認)
- 8月23日(火) 第2回委員会 (条例の施行状況の検証①)
- 9月2日(金) 第3回委員会 (条例の施行状況の検証②、答申案の審議)
- 10月 答申